



下水道使用料改定に関するQ & A

下水道使用料の改定について、上下水道事業運営審議会、自治会長説明会、市議会などでお寄せいただいた主な疑問、質問などについてお答えします。



Q.

なぜ今改定が必要なの？

A.

市税などにより賄われる一般会計からの繰入金が年々増大していることから、下水道を利用できない地域の方との負担の公平性を保つために利用者の皆さんにご負担をお願いするものです。

Q.

今回の改定は平成34年度(2022年度)までとのことですが、平成35年度(2023年度)にはまた改定されるの？

A.

平成35年度以降については、平成30年度以降の状況の変化や収益を考慮して再度試算しながら検討を行う予定です。

Q.

水道料金も改定されるの？

A.

今回は水道料金の改定はありません。水道事業は下水道事業とは別に運営されていますので、水道料金の改定については下水道とは別に検討をしますが、現時点では行っていません。

改定の理由と背景

平成28年度決算において、下水道事業(公共下水道・農業集落排水事業)の収益は約10億6千万円となっており、このうち皆さんからいただいている下水道使用料は約4億3千万円であり、全体の収益の約40%を占めています。残りは一般会計からの繰入金やその他の収入により事業を運営しています。しかし、近年は下水道管などの施設を整備するための借入金(平成28年度末における残高約98億7千4百万円)の返済額が年々増大しているため、通常の事業運営では年間の決められた返済を行うことができず、不足する分は一般会計からの繰入金の上乗せに頼っている状況です。

現在市内では71%の人が下水道を利用できますが、一般会計からの繰り入れについては、下水道を利用できない残りの29%の人も負担をしなければならないこととなります。

下水道事業は、地域の環境保全に役立つことから、国でも一般会計からの繰入金については基準を示して認めています。が、あまりに多くの繰り入れは、負担の公平性を損なうこととなります。

使用料改定までの経緯

これらの現状を改善するため、平成30年度当初予算において公共下水道事業で国で示している繰入金金の基準額よりも多く繰り入れる必要のある約1億2千万円について、利用者の皆さんに負担いただく改定となっています。

上下水道事業運営審議会へ使用料の改定について諮問を行い、1月30日に審議されました。重要案件として継続審議となり、4月23日に審議会が開催され、審議の結果、「今回の改定案については、市民生活に多大な影響を与えることから積極的に賛成はできないが、下水道事業の経営状況などを考えるとやむを得ない」と、また複数示した改定案については、「高齢者世帯などに配慮した案が望ましい」との答申がありました。

この答申を受け、さらに検討を重ねた結果、平均改定率31・2%となる使用料の改定を含む白石市下水道条例、白石市農業集落排水事業条例の改正案を6月議会に提案しました。改定率や改定の時期などについてさまざまな議論がなされ、質疑応答や討論を経て、原案のとおり可決されました。

これから安心して下水道を使用していただけのために

10月使用分から新料金となります

厳しい経営状況が続く下水道事業について安定した事業を行うため、下水道使用料の改定を含む下水道条例および農業集落排水事業条例の改正案を6月に開催された市議会定例会に提案しました。改正案は、原案のとおり可決され、10月1日から、下水道使用料が改定されることとなります。

下水道(公共下水道および農業集落排水処理施設)を利用いただいている皆さんには、10月使用分から、新たな料金表(表①)により、使用料をお支払いただくこととなります。

実際の請求(平成30年9月30日以前から引き続き下水道を利用されている方)につきましては、11月請求より改定後の使用料となります。

今後とも安心して下水道を使用できるように、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

◎上下水道事業所 ☎255-5522

表① 現行と改定後の下水道使用料

(※消費税および地方消費税を除く)

区分	排出汚水量	現行使用料	改定使用料
基本使用料	—	1,400円	1,200円
超過・従量使用料 (1㎡あたり)	10㎡まで	基本使用料に含む	65円
	10㎡を超え 20㎡まで	150円	200円
	20㎡を超え 50㎡まで	165円	220円
	50㎡を超え 200㎡まで	175円	235円
	200㎡を超えるもの	185円	250円



※下水道使用料は、1カ月の水道使用量に基づき算定され、基本使用料と従量使用料の合計金額に、消費税および地方消費税額を加算した金額となります。

例：1カ月55㎡の水道を使用した場合の下水道使用料

- 基本使用料 1,200円
- 従量使用料(10㎡まで) $10\text{㎡} \times 65\text{円} = 650\text{円}$
- 従量使用料(10㎡を超えて20㎡まで) $(20 - 10)\text{㎡} \times 200\text{円} = 2,000\text{円}$
- 従量使用料(20㎡を超えて50㎡まで) $(50 - 20)\text{㎡} \times 220\text{円} = 6,600\text{円}$
- 従量使用料(50㎡を超えて55㎡まで) $(55 - 50)\text{㎡} \times 235\text{円} = 1,175\text{円}$

○1カ月の下水道使用料 $(1,200 + 650 + 2,000 + 6,600 + 1,175) \times 1.08 = 12,555\text{円}$

表② 下水道使用料の改定による1カ月あたりの影響額 (※消費税および地方消費税を含む)

排出汚水量	現行使用料	改定使用料	差額	排出汚水量	現行使用料	改定使用料	差額
0㎡	1,512	1,296	▲216	11㎡	1,674	2,214	540
1㎡	1,512	1,366	▲146	12㎡	1,836	2,430	594
2㎡	1,512	1,436	▲76	13㎡	1,998	2,646	648
3㎡	1,512	1,506	▲6	14㎡	2,160	2,862	702
4㎡	1,512	1,576	64	15㎡	2,322	3,078	756
5㎡	1,512	1,647	135	16㎡	2,484	3,294	810
6㎡	1,512	1,717	205	17㎡	2,646	3,510	864
7㎡	1,512	1,787	275	18㎡	2,808	3,726	918
8㎡	1,512	1,857	345	19㎡	2,970	3,942	972
9㎡	1,512	1,927	415	20㎡	3,132	4,158	1,026
10㎡	1,512	1,998	486	21㎡	3,310	4,395	1,085